

固定資産税における償却資産について

北海道ニセコ町

令和7年(2025年)11月28日改訂版

ニセコ町では、便利な電子申告を推奨しております！

- ・インターネットを利用して自宅やオフィスから無料で申告ができるので、来庁頂く必要がありません！
- ・一度申告書を作成すると次年度以降、前回のデータが保存されているため、申告が簡単にできます！
- ・申告データ作成時の操作説明もサイト内に充実しているため、誰でも簡単に始めることができます！

電子申告（eLTAX）のご利用方法はこちらから！

地方税ポータルシステムサイト

<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case05>

電 話：0570-081459（ヘルプデスク）

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始除く）



※申告データの作成等に係る具体的な操作方法については、
eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

※申告様式はニセコ町ホームページ「税務証明申請・届出書様式」にアップロードされています。

手書きの申告用紙が必要な方は、ニセコ町場役場税務課(0136-56-8838)までお問い合わせください。

申告期限は、1月31日です！

※申告期限が休日の場合、翌開庁日が申告期限となります。

1 固定資産税における償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(機械・器具・備品等)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。(地方税法第341条第4号)

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

2 申告していただく方

農業、商店、飲食店、ホテル、工場を営んでいたり、駐車場やアパートの貸し付けなど事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方が対象となります。

○所有権留保付売買資産については、原則買主が申告してください。

○償却資産を共有されている方は、共有名義での申告となりますので、各々の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告をしてください。

3 申告する資産

1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすもの。

(1)土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却となる資産(土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。)

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

エ 償却済資産(減価償却が終わった資産)

オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)

キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産(リース資産は4ページ参照)

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

4 償却資産の種類

資産の種類		主な資産(例)
1	構築物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、広告塔、塀、外灯、ビニールハウス等
		(建物附属設備) 変電設備・自家発電設備、屋外給排水設備等 貸借家屋の内装、造作、建築設備
2	機械及び装置	発電機、電動機、農業機械、各種製造機械、ブルドーザー等の土木建設機械(自動車税及び軽自動車税を課せられているものを除く)、太陽光発電設備等
3	船舶	遊覧船、モーターボート、はしけ等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬機	大型特殊自動車(自動車税及び軽自動車税を課せられているものを除く)
6	工具・器具及び備品	応接セット、机、椅子、パソコン、金庫、陳列棚、音響機器、冷暖房設備、楽器、理美容機器、医療機器、娯楽スポーツ器具、テレビ、カメラ、複合機、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、ドローン、ラジコンヘリ、その他営業機器

※償却資産の耐用年数は、国税庁のホームページに掲載している「主な減価償却資産の耐用年数表」を検索して、ご確認ください。

5 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

6 建物附属設備における償却資産と家屋の区分

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告いただく部分は下表のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家 屋	償却資産	家 屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管、配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	監視カメラ設備	テレビ、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、 中央紙器給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
運搬設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	ホテル、飲食店、寮、社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外設備	○			◎
	その他の設備	ろ過装置、POS システム、看板、駐輪設備、ご み処理設備、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）		◎		◎

7 申告対象外のもの

- ① 固定資産税の対象となる土地・家屋(建物)
- ② 自動車税・軽自動車の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・(特定)原動機付自転車
- ③ 生物(観賞等に使用する場合は申告の対象です)
- ④ 無形減価償却資産(営業権・意匠権・ソフトウェア)、電話加入権
- ⑤ 繰延資産(開業費等)
- ⑥ 美術品(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が1点100万円未満のものは申告の対象です)
- ⑦ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑧ 耐用年数が1年未満のもの
- ⑨ 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者(貸主)が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- ⑩ 取得価額の申告対象

取得価額基準 経理部分	一時の損金・必要経費としたもの	(3年間の)一括償却としたもの	固定資産勘定に資産計上したもの(法人のみ)※1	中小企業等の全額損金算入特例を適用したもの※2
10万円未満	対象外	対象外	申告対象	申告対象
10万円以上 20万円未満		対象外	申告対象	申告対象
20万円以上 30万円未満			申告対象	申告対象

※1 法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものについては、申告の対象になります。(なお、個人事業主の場合は、申告の対象外となります。)

※2 租税特別措置法第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)を適用する法人は、30万円未満の減価償却資産を必要経費または全額損金算入した場合は、申告の対象となります。

※3 取得価額が30万円以上の償却資産については、すべて申告対象となります。

8 固定資産税と国税の償却資産の違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率	定率法または定額法
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	なし	あり
特別償却、割増償却の制度	なし	あり
増加償却の制度	あり	あり
評価額の最低限度	取得金額の5/100	備忘価格(1円)
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

9 小型特殊自動車は、軽自動車税の申告となります

軽自動車税の対象になる小型特殊自動車は、道路運送車両法で規定された車両が対象となります。

このため、上記に該当する小型特殊自動車を所有している場合は、軽自動車税の申告をしていただき、車両番号標(ナンバープレート)を取付していただきます。

固定資産税の償却資産に、軽自動車税に該当する小型特殊自動車を登録している場合は、償却資産の資産減少申告と軽自動車税の申告をお願いいたします。

●小型特殊自動車における軽自動車税の課税要件

小型特殊自動車の種類	主な車両の種類	要件	軽自動車税年額
農耕用	●乗用型で自走式の農耕用車両 農耕・ラクター、農業用薬剤散布車(スプレーヤ)、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、ポテトピッカー、収穫ハーベスタ、ピークル(管理機)、モアコンディショナー、野菜移植機など ●一定の条件を満たす農耕用作業トレーラ (※一定の条件等については、6ページをご確認ください)	最高速度が35km/h未満のもの ※大きさその他の制限なし ※公道の走行使用の有無に関わらない	2,400円
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スィーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレールン、ストラドル・キャリアなど	① 最高速度が15km/h以下 ② 長さが4.7m以下 ③ 幅が1.7m以下 ④ 高さが2.8m以下 ※上記すべて該当するもの	5,900円

10 一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは、軽自動車税の申告となります

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に大型特殊自動車または小型特殊自動車でけん引する農耕作業用トレーラが指定されました。

これにより、令和3年度より一定の条件を満たすときは、軽自動車税の申告をしていただき、車両番号標(ナンバープレート)を取付していただきます。

また、固定資産税の償却資産に、軽自動車税軽自動車税に該当する小型特殊自動車を登録している場合は、償却資産からの抹消手続きと軽自動車税の申告をお願いいたします。

一定の条件を満たすとは

一定の条件を満たすとは、下記(1)、(2)のどちらも該当する場合となります。

(1) 公道を走るための保安基準

農耕作業用トレーラが公道を走行するためには灯火器、連結装置、全幅、運行速度、免許といった確認項目があります。

○灯火器については、農耕作業用トレーラの前面と後面に備える必要があります。また、前面に車幅灯と前部反射器(白色)を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器(赤色の正三角形)を所定の位置に備える必要があります。

○連結装置については、万が一意図せず農耕トラクターと農耕作業用トレーラの連結装置が分離したときでも連結が保てるように、農耕トラクターと農耕作業用トレーラをチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。

○全幅、運行速度、運転時の免許については、「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック(農林水産省作成)」をご確認ください。

(2) 小型特殊車両に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準

農耕トラクターのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業、農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車

※最高速度が時速35km/h未満の農耕トラクターにけん引される農耕作業用トレーラが該当となります。

【具体例】

運搬用トレーラ、ロールベアラ、マニユアスプレッダ(堆肥散布機)、スプレーヤー(薬剤散布機)、けん引式ポテトピッカーなど